令和７年度第１回富山県環境影響評価技術審査会　議事録

１　**日時**　令和７年４月22日（火）15時～16時30分

２　**場所**　富山県民会館701号室、オンライン（併用）

３　**出席者**

（１）委員

加賀谷会長、青木委員、稲村委員、奥委員、五箇委員、高畑委員、立石委員、手計委員、本江委員、村井委員

※五箇委員、手計委員はオンラインで出席。

（２）事務局

中島生活環境文化部次長、九澤生活環境文化部参事・環境政策課長、吉森生活環境文化部参事・環境保全課長、朝山自然保護課長　他

４　**議決事項並びに議事の経過の概要及びその結果**

（１）富山新港火力発電所ＬＮＧ２号機建設計画に係る計画段階環境配慮書について

富山新港火力発電所ＬＮＧ２号機建設計画に係る計画段階環境配慮書についての本審査会答申案について、事務局が説明を行った後、審議が行われた。

審議の結果、委員意見を踏まえて一部修正のうえ知事に答申することになり、修正の内容は会長に一任することとされた。

○事務局　資料説明

【資料１】環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続き

【資料２】富山新港火力発電所ＬＮＧ２号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に関する答申案の論点整理

【資料３】富山新港火力発電所ＬＮＧ２号機建設計画に係る計画段階環境配慮書について（答申案）

○事務局

委員から事前に意見をいただいており、「個別的事項（５）植物」において、「重要な動植物の生息環境の確保」を「重要な動植物の生息・生育環境の確保」に、「本来の生態系の保全」を「地域の生態系の保全」としてはどうかということであった。

○会長

委員のご意見のとおり修正してはどうか。

○事務局

ご指摘のとおり修文したい。

○委員

環境保全上の見地とひとことにいっても様々な意味がある。この答申についてはどの

ように整理されているか。

○事務局

知事意見については、法律の建付け上すべて環境保全上の見地からの意見であり、知事意見を述べるために諮問している本答申においても同様である。環境保全上の見地からの意見として入れるべきか否かについてはご議論いただきたい。

○委員

生態系については、動植物関係に限る狭い考え方から、周囲の地形等も含めた広い考え方まで様々な定義がある。植物に限るのであれば今の書き方でもよいかと思うが、より広い概念を包含するのであれば別の書き方もあるのではないか。

○事務局

表現については、会長とも相談しながら練りたいと思う。

○会長

生態系は広い意味を持つのでなかなか難しい。事務局と議論しより良い表現を検討したい。

○委員

「個別的事項（５）植物」において、緑化について触れているが、外来種の問題があるにせよ具体的な計画がない中で言及する思惑を教えてほしい。

○事務局

現時点では抽象的な表現になってしまうが、言及しておくことで今後事業者により計画の検討が進んでいく段階では具体的な案が出てくると考えられる。個別具体的にその計画が本当に良いものかどうかは、改めてまたご意見を伺いたい。

○委員

「個別的事項（５）植物」において、重要な動植物の生息・生育環境の確保と地域の生態系の保全には意味合い的に重なる部分がある。並列にしない方が良いのではないか。

○事務局

ご指摘のとおり重要な動植物の生息・生育環境は生態系に包含されるので、ご意見を踏まえて答申案を修文したい。

○会長

修文することで生態系の意味に広がりが出てきて、稲村委員のご意見にもつながっていくと思う。

○委員

「個別的事項（６）景観」において、文のつながり的に、蜃気楼が観光資源になっているという文については後ろに持ってきた方が良い。また、「相対的な大きさ」については「相対的な見えの大きさ」とすべき。

○事務局

ご指摘のとおり修文したい。

○委員

「極力低減する」という言葉が気になる。例えば大気環境において、極力低減したといいつつ基準ぎりぎりに大気汚染物質を出されても困る。なにか目安のようなものはあるのか。

○事務局

規制基準であれば守るのが当然である。他県における環境影響評価でも、環境への影響を回避又はできるだけ低減はよく使われる表現だが、基準を守ったうえで、できる限り下げられるよう努力を促すという意味で使わせていただいている。

○委員

環境への影響は事業後にどのように評価されるのか。

○事務局

県の条例では事業着手後に年１回環境保全措置等の実施状況について報告いただくこととなっており、それを見てチェックするとともに、必要に応じて審査会のご意見も伺うこととなっている。

○委員

安心した。

○事務局

手続きの流れとしては、まず方法書が事業者から提出されて、どんな項目をどのように調査するかが示される。方法書の手続きの後に、今度は環境影響評価準備書という形で、その項目に関する調査、予測及び評価の結果、事業者が具体的にどんな対策をとってるかというのを示される。その段階で、環境保全措置の妥当性については、もう一度ご審議いただくチャンスがあるので、現在の技術レベルとか、あるいは周辺の影響を見たときに、本当にそれが環境への影響が極力低減されたものになっているかどうかというのを、委員の皆様方には審査をいただきたいというふうに考えている。

その上で、実際に行われたことに関しては、県の方でチェックをしていくという形になっている。

○委員

「個別的事項（６）景観」において、蜃気楼の景観については、どこから見える景観なのかは明記した方がよい。昨年度の審査会では魚津埋没林博物館あたりから見えるといったが、例えば県東部の蜃気楼景観地からの景観と記載してはどうか。

○事務局

ご指摘を踏まえて修文したい。

○委員

「個別的事項（４）動物　ア」において、鳥類の重要種について適切に調査、予測及び評価を行うには専門家等の意見が必要であると思う。「必要に応じて」ではなく、専門家等の意見を確認するよう踏み込んだ記載ができないか。

○事務局

ご指摘を踏まえて修文したい。

○委員

「個別的事項（３）水環境」において、地下水位については、地下水位の減少による環境への影響も考慮されるので、「地下水位の上昇」ではなく、「地下水位の変化」とすべきではないか。

○事務局

ご指摘のとおり修文したい。

○委員

「個別的事項（４）動物　ア」において、鳥類のみが列挙されているが、富山県版レッドリストに記載されている動植物は鳥類に限らない。鳥類以外の重要種については記載しないのか。

○事務局

事業地が工業地帯であり、鳥類以外の重要種についてはあまり存在しないものと考えているが、自然保護課とも協議しながら鳥類以外の重要種を列挙する必要があるかについては検討したい。

○会長

現状では、鳥類が中心に書かれているが、答申案には「など」の記載があり、重要な種においてという部分で少し含みを持たしているものと理解している。方法書の段階で具体的にどういったものを対象に調査を行うかが出てきたときに色々議論させていただければと思う。

○委員

審査会の答申や知事意見というのはどのように事業に反映される建付けなのか。

○事務局

今回の発電所の整備事業の許認可権者は、経済産業省になるため、最終的には、経済産業省が許可をする。その前段階として、国の法律に基づいて、地域の環境に詳しい都道府県知事の意見などを踏まえて、国から意見等が出される形となる。環境影響評価の結果については許認可の内容に反映される建付けとなっているため、対策の実施については担保されていると考えている。

○委員

審査でOKが出たからといって調査した結果が分からない状況になっていくと困る。事業を実施してからの経年変化も含めて、事業者には調査結果を明らかにしていただきたいと思う。

○事務局

環境省の指針も踏まえて、今後事業者の調査結果が示される。その段階で、改めて会議を開いて、皆様の意見をお聞きしたいと思っている。

○委員

コンサルが自分の調査をうまく説明できなかった事例もあった。調査の信頼性も重要であると思う。

○事務局

おそらく今年度中となるが、調査方法が決まった段階で審査を行うこととなっているので、その際にご議論いただきたい。

○委員

調査手法等の審査に当たっては、現地確認も重要である。将来的には現地確認はあるのか。

○事務局

実施することとしたい。

○会長

本答申の内容を踏まえて、事業者の方でしっかりと揉んでいただいて、方法書に反映されることになるかと思うので、きちんと対応がなされているかどうかを次の審査会でご意見をいただくことになるので、委員の皆様にもチェックしていただきたい。

○会長

最終的な文言の修正に関しては、事務局と協議の上、適切な形に仕上げて、答申案を、確定させたいと思っている。内容の最終確認は、会長に一任ということでお願いしたい。

○委員

異議なし。